

政策決定には大きく二つのパターンがあります!!



地方自治体が政策決定をする際には、大きく分けて二つの動機づけがあります。

a. 一つは**地方自治体が独自で行うもの**で、多くの場合は市長がこれを決定します。ほとんどの場合県や国からの補助金ではなく自治体が独自に予算を拠出してこれを行います。これこそ最も自治体の特色の出るものになります。(春日市の場合は新体育館の建設やコミュニティスクールの実施等)

b. もう一つは、**国の政策決定等により、その実行を地方自治体に委任されるもの**です。これは基本的に自治体の意思とは関係なく、正に是非も無くこれを行わなければなりません。当然、その費用の殆どは国や県が補填しますが、時にはその一部の負担を自治体に強いるケースや、莫大な労力を要する事もあります。また、何かの事業をする場合にもその全額を国や県が補填しない場合もあります。この際にはその不足する部分については自治体が独自で補填(補助裏)しなければなりません。



○住民が行政に望むサービスは様々です。それらの全てが叶えられれば勿論それが理想ではありますが、**行政の予算は無限ではありません**。それらの要望の中から優先順位が高いと思われるものを選択しなければなりません。

○地方自治体が何らかの政策を実行(執行)する際には必ず何らかの予算を伴います。この予算の編成に関する権利(予算編成権)と、其々の事業を行う権利(執行権)は全て行政、即ち市長をはじめとする執行部にあります。これに対して、基本的に議会は一切口を出せません。



○執行部は自治体が行おうとしている政策を議会に諮ります。本議会において提案された議案は其々**詳しく審査を行う為に委員会**(春日市の場合は「**総務文教委員会**」「**市民厚生委員会**」「**地域建設委員会**」の3常任委員会と、予算や決算を詳しく審査する「**予算審査特別委員会**」「**決算審査特別委員会**」また、議会報の編集に携わる「**議会報編集特別委員会**」がある)に議案の性質の依って振り分けて付託を行い、その中で細かく審査が行われます。



○当然、市長をはじめとする執行部は現状を十分に踏まえた上で、今現在市民にとって最も必要であると思われる政策を選び、これを議会に提案します。しかし、普段から市民に最も近い場所において、その様々な声を聴いている議員には、**執行部とは違った声が届いている事もあります**。また、その目的は同じでも違う手法を取った方が良かった場合もあり得ます。**これらの事を真剣に審査、議論する場こそが「議会」です**。

(春日市の場合は市長が自ら市民の方々と語り合い、御意見を伺う「市長出前トーク」を開催されています。これは悪い意味ではなく、「お株を奪われた」ような話で、市長がこれを積極的に行われている以上、我々議員は一層気を引き締めて、より多くの皆様の声を聴くように努めなければ自らの存在意義を失ってしまいます。)

実際にこういったやり取りもありました!

※**予算審査特別委員会にて**

古くなった学校の放送室の機材改修の予算が提案された

私 非常に多額の金額であるが何故か?

答 これまで通りの機材であればこれくらいになる。

私 まるでラジオ局の様な機材が本当に必要かは精査する必要があるのではないかと。またそれらの機材を実際にどれくらいの頻度で使っているかも調べれば違う金額にならないか?

答 今一度検討する。

※その後、予算執行の過程において見積りが見直され、半額程度で機材設置がなされた。

※**総務文教委員会にて**

中学校の改修計画が提案された際

私 設計書を見ると非常に多量の盛土が行われるようだが何故か?

答 土地の形状上已む負えない。

私 それは解るが、計算するとこれだと大型トラック6000台もの土を搬入することになる。学校の授業があつて直ぐ横で、この案は非現実的ではないか?

答 貴重な提言であるので今一度検討する。

※その後、設計自体の変更を行い、盛土の量は半分以下となった。

この様に、議員からの提案で実際に執行部が方針の転換を行う事もあります!



議員には**予算編成権も執行権もありません**。あるのは執行部から提案された議案を審議し、**採決を行う権利(議決権)だけです**。しかし逆に、執行部は殆ど全ての政策決定について議会の審査を受けなければならず、この審議こそが、「地域住民の声を届ける」唯一の機会であり、非常に重要なものです。**この為に地方議員は存在しています**。

※今回は解り易い言葉を選んで使用しています。厳密に言えば出される議案の性格によって「可決」や「承認」等使用する語句が違います。